

令和 8 年度那覇市公園美化活動（愛護会）及び自治会公園管理委託業務傷害保険仕様書

1. 目的

本仕様書は、那覇市公園管理課（指定管理者が管理する公園を含む）が管理する公園において実施される公園美化活動（愛護会）及び自治会公園管理委託業務に伴い発生した事故により、当該活動従事者が被った傷害等について補償を行うため、加入する傷害保険の内容を定めるものである。

2. 保険対象事業

- 公園美化活動（愛護会）
- 自治会公園管理委託業務

3. 保険対象者

- 公園美化活動（愛護会）従事者
- 自治会公園管理委託業務従事者

※いずれも、那覇市公園管理課が把握し、管理する活動に従事する者に限る。

4. 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（12 か月）

5. 保険種別

傷害保険

6. 保険契約者

那覇市

7. 保険料負担

- 保険料は市が全額負担する。
- 保険料は令和 8 年 4 月 30 日までに一括で支払うものとする。

8. 保険料算定の参考条件

(1) 活動内容

草刈り作業（家庭用電動具程度を使用するもの）、公園内清掃、花壇の手入れ、施設の点検等

(2) 活動箇所

177 公園

(3) 活動規模

- 参加延べ人数：40,000 人（うち草刈り機使用人数 1,050 人）

(4) 活動日数

- 愛護会 200 日
- 自治会 365 日

9. 対象となる事故

公園美化活動（愛護会）及び自治会公園管理委託業務の活動中に発生した事故

10. 補償内容

区分	補償内容	金額
災害死亡	傷害	5,000,000 円
災害後遺障害	傷害（最高）	5,000,000 円
入院日額	傷害	5,000 円
通院日額	傷害	3,000 円
手術	傷害	入院日額の 10 倍・20 倍・40 倍

※入院日額および通院日額は、事故発生日から支払対象とする。

11. 特約内容

- 保険料確定特約
- 天災危険補償対象外特約
- 特定疾病限定特約（熱中症・低体温症・脱水症）

12. 保険金請求事務

事故発生後から請求、保険金の振込みまでの流れは下記のとおりとする。

- ① 事故発生（被災者：Aさん）
- ② 那覇市公園管理課職員が所定の事故報告書を作成する。
- ③ 那覇市公園管理課職員が、保険会社に事故報告書を送付。
- ④ 保険会社よりAさん宅に保険請求申請書類を送付。

※書類送付は那覇市公園管理課職員からの通知から約1週間後までに発送すること。

※以降の申請書類の提出にかかる経費（郵送料、通信料等）は保険会社が負担。

- ⑤ Aさん宅より保険会社に保険請求申請書類が返送。
- ⑥ 給付審査後に指定口座（Aさん宅指定）に保険金の振込処理を行う。

※保険会社にAさん宅からの申請書類が到着後、1か月以内に振込処理を行う。

※申請を棄却する場合、1か月以内にAさん宅及び那覇市公園管理課にその旨を通知。

※保険会社は保険金の支払い額及び支払い日時等が決定次第、速やかに那覇市公園管理課へ報告すること。

13. その他

- 本仕様書に定めのない事項については、那覇市公園管理課と保険引受会社が協議の上定める。
- 本契約は、令和8年度予算成立後、執行可能となった場合に締結する。